



2024年7月29日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 城口 洋平
(コード番号：4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 丸岡 智也
(TEL 03-6635-1021)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月3日開催予定の臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、また、同業他社との月次比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年1月1日から同年12月31日まで
変更後：毎年4月1日から同年3月31日まで

なお、決算期変更の経過期間となる第10期は2024年1月1日から2025年3月31日までの15か月となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、 <u>毎年3月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 | 第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、 <u>毎年6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 |

| | |
|--|--|
| <p>2 条文省略</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日</u>とする。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第40条 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年12月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年6月30日</u>とする。</p> <p>3 条文省略</p> <p>附則 (新設)</p> | <p>2 現行どおり</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第40条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年9月30日</u>とする。</p> <p>3 現行どおり</p> <p>附則 (事業年度に関する経過措置) 第1条 <u>第40条(事業年度)の規定にかかわらず、当社の第10期事業年度は、2024年1月1日から2025年3月31日までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第42条(剰余金の配当の基準日)は、第10期事業年度については、変更後の定款を適用する。</u></p> <p>第3条 <u>第21条(任期)にかかわらず、第9期に関する定時株主総会及び2024年9月3日の臨時株主総会において選任された各取締役の任期は、2025年3月31日に終了する第10期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第4条 <u>本附則は、第10期事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p> |
|--|--|

4. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 (予定) 2024年9月3日 (火)

定款変更の効力発生日 (予定) 2024年9月3日 (火)

5. 今後の見通し

決算期を変更した場合の2025年3月期の決算発表に関しましては、2025年5月に行う予定です。

以上